



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 5 月 6 日金曜日 第1655号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定居宅支援事業者の指定（9件）.....	519
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	521
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）.....	521
市営土地改良事業の施行の同意.....	521
東予港湾計画の変更の概要.....	521
<b>公 告</b>	
毒物劇物取扱者試験の実施.....	523

調理師試験の実施.....	523
製菓衛生師試験の施行.....	523
農業振興地域の指定の全部改正（3件）.....	523

### 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	524
-------------------------------	-----

### 正 誤

平成17年 4 月 1 日付け第1646号外 2 愛媛県規則第40号（食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則）中.....	524
--	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第1015号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の10第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成17年 5 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300182116	社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦866番地	中 元 清 吉	児童居宅介護	伊方訪問介護事業所	西宇和郡伊方町仁田之浜1250番地 1	平成17年 4 月 1 日

### ○愛媛県告示第1016号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成17年 5 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100196118	社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦866番地	中 元 清 吉	身体障害者居宅介護	伊方訪問介護事業所	西宇和郡伊方町仁田之浜1250番地 1	平成17年 4 月 1 日

### ○愛媛県告示第1017号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成17年 5 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200225114	社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦866番地	中 元 清 吉	知的障害者居宅介護	伊方訪問介護事業所	西宇和郡伊方町仁田之浜1250番地 1	平成17年 4 月 1 日

### ○愛媛県告示第1018号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の10第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成17年 5 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300183114	社会福祉法人伊方町 社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦 866番地	中 元 清 吉	児童居宅介護	瀬戸訪問介護事業所	西宇和郡伊方町三机 乙1087番地1	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第1019号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成17年5月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100197116	社会福祉法人伊方町 社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦 866番地	中 元 清 吉	身体障害者居 宅介護	瀬戸訪問介護事業所	西宇和郡伊方町三机 乙1087番地1	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第1020号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成17年5月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200226112	社会福祉法人伊方町 社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦 866番地	中 元 清 吉	知的障害者居 宅介護	瀬戸訪問介護事業所	西宇和郡伊方町三机 乙1087番地1	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第1021号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成17年5月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300184112	社会福祉法人伊方町 社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦 866番地	中 元 清 吉	児童居宅介護	三崎訪問介護事業所	西宇和郡伊方町三崎 1700番地16	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第1022号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成17年5月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100198114	社会福祉法人伊方町 社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦 866番地	中 元 清 吉	身体障害者居 宅介護	三崎訪問介護事業所	西宇和郡伊方町三崎 1700番地16	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第1023号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成17年5月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200227110	社会福祉法人伊方町 社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦 866番地	中 元 清 吉	知的障害者居 宅介護	三崎訪問介護事業所	西宇和郡伊方町三崎 1700番地16	平成17年 4月1日

### ○愛媛県告示第1024号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年5月6日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
レスパス・シティ	東温市見奈良1125番地	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	岡崎克志	宮内政三	平成15年 7月1日	平成17年 4月12日
		大規模小売店舗を設置する者の住所	伊予郡砥部町拾町 20番地	東温市見奈良1110番地	平成16年 12月1日	

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

##### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

### ○愛媛県告示第1025号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市安用地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成17年5月6日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・山王地区）計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成17年5月9日から6月3日まで

#### 3 縦覧場所

西条市役所

平成17年5月6日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（湛水防除事業・壬生川北地区）計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成17年5月9日から6月3日まで

#### 3 縦覧場所

西条市役所

### ○愛媛県告示第1027号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、大洲市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・出海地区）の施行に平成17年4月20日同意した。

平成17年5月6日

愛媛県知事 加戸守行

### ○愛媛県告示第1026号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市壬生川地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

### ○愛媛県告示第1028号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定

に基づき、東予港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成17年5月6日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 港湾計画の変更の概要

東予港港湾計画の変更の概要（昭和62年9月愛媛県告示第1161号）によりその概要を告示した東予港港湾計画について、平成20年代後半における取扱貨物量を2,080万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

ア 航路

地区名	名称	水深(メートル)	幅員(メートル)
西条	西条新航路	12.0	190
中央 壬生川	中央・壬生川航路	7.5	170

イ 泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
西条	12.0	37
	7.5	34
壬生川	7.5	14

(2) 外郭施設計画

防波堤

地区名	名称	延長(メートル)
西条	西条第1防波堤	1,030
	西条第2防波堤	770
壬生川	壬生川防波堤(東-2)	830

(3) 係留施設計画

岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深(メートル)	バース数又は延長	用途
西条	公共用	12.0	1バース	一般船用
		7.5	3バース	一般船用
	専用	7.5	585メートル	一般船用
壬生川	公共用	7.5	1バース	一般船用
		7.5	1バース	一般船用及びフェリー船用

(4) 臨港交通施設計画

道路

名称	起点	終点	車線数
臨港道路 1号地ふ頭線	1号地ふ頭	臨港道路 1号地線	2
臨港道路 ひうち線	2号地ふ頭	都市計画道路 国道朔日市線	2

臨港道路 ひうち緑地線	ひうち緑地	臨港道路 ひうち線	2
臨港道路 壬生川ふ頭線	壬生川ふ頭	臨港道路 北条線	2

(5) 港湾環境整備施設計画

ア 海浜

地区名	延長(メートル)
河原津	1,400

イ 緑地

地区名	面積(ヘクタール)
西条	16
壬生川	3

(6) 土地造成及び土地利用計画

地区名	面積(ヘクタール)	用途
東港	5	ふ頭用地
	4	港湾関連用地
	297	工業用地
	1	交通機能用地
西条	22(2)	ふ頭用地
	13	港湾関連用地
	441(6)	工業用地
	10	交通機能用地
	16	緑地
中央	1	ふ頭用地
	157	工業用地
	1	交通機能用地
壬生川	17	ふ頭用地
	3	港湾関連用地
	168	工業用地
	8	交通機能用地
	4	緑地
河原津	1	交通機能用地

注 ( )の数値は、内数で、土地造成を伴う土地利用面積を示す。

(7) その他の計画

ア 大規模地震対策施設計画

地区名	名称	数量
壬生川	水深7.5メートル岸壁	1バース
	緑地	3ヘクタール
	臨港道路壬生川ふ頭線	2車線

イ 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	名 称	数 量
西 条	水深12メートル岸壁	1 バース
	航路（水深12メートル）	幅員190メートル
	泊地（水深12メートル）	37ヘクタール
	西条第1防波堤	1,030メートル
壬生川	水深7.5メートル岸壁	1 バース
	航路（水深7.5メートル）	幅員170メートル
	泊地（水深7.5メートル）	14ヘクタール
	壬生川防波堤（東-2）	830メートル

- 2 港湾計画の縦覧の場所  
松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

## 公 告

### ○公 告

#### 毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、平成17年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成17年5月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の日時  
平成17年7月29日（金）午後1時30分
- 試験の場所  
松山市真砂町1番地  
愛媛県立松山工業高等学校
- 受験願書の提出期間  
平成17年6月6日（月）から10日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先  
請求先 保健所（松山市の区域にあっては、松山保健所。以下同じ。）又は愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課  
提出先 県内に居住する者は、住所を管轄する保健所、県外に居住する者は、愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課

### ○公 告

#### 調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成17年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成17年5月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の日時  
平成17年8月23日（火）13時30分
- 試験の場所  
松山市真砂町1番地 愛媛県立松山工業高等学校
- 受験願書の提出期間

平成17年6月28日（火）から7月8日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

#### 4 受験願書の提出先

県内居住者については住所を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

#### 5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

### ○公 告

#### 製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定による平成17年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

平成17年5月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の日時  
平成17年7月21日（木）13時00分
- 試験の場所  
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間  
平成17年6月13日（月）から6月24日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先  
県内居住者については住所を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他  
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

### ○公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき、西条市に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定（丹原町）（昭和47年1月11日付け公告）、農業振興地域の指定（西条市）（昭和48年3月27日付け公告）、農業振興地域の指定（東予市）（昭和48年3月27日付け公告）及び農業振興地域の指定（小松町）（昭和48年3月27日付け公告）の全部を次のように改正する。

平成17年5月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 名称  
西条地域
- 区域  
西条市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の用途地域、港湾法（昭和25年法律第218号）の港湾隣接地域、自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園及び国定公園の特別地域、小松町石鎚の区域並びに農用地等として利用できない森林）を除いた区域  
（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局に備え置いて縦覧に供する。

○公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき、上島町に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定（岩城村）（昭和47年11月14日付け公告）及び農業振興地域の指定（弓削町）（昭和48年9月18日付け公告）の全部を次のように改正する。

平成17年5月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 名称

上島地域

2 区域

上島町のうち、次の図面の赤色で着色した部分（自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園の特別地域の一部、港湾法（昭和25年法律第218号）の港湾隣接地域、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の漁港の区域（岩城漁港の区域に限る。）、弓削百貫、生名及び魚島の区域並びに弓削上弓削、弓削豊島及び岩城の区域の一部並びに農用地等として利用できない森林）を除いた区域

（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県今治地方局に備え置いて縦覧に供する。

○公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき、愛南町に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定（御荘町）（昭和46年2月16日付け公告）、農業振興地域の指定（一本松町）（昭和46年2月16日付け公告）、農業振興地域の指定（城辺町）（昭和47年1月11日付け公告）及び農業振興地域の指定（内海村）（昭和55年10月14日付け公告）の全部を次のように改正する。

平成17年5月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 名称

愛南地域

2 区域

愛南町のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の用途地域、南予レクリエーション都市計画公園5・8・3（第3号南予レクリエーション都市公園）、自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園の特別地域の一部、愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の県立自然公園の特別地域、当該用途地域と南予レクリエーション都市計画公園5・8・3（第3号南予レクリエーション都市公園）に囲まれた区域、網代、魚神山、油袋、家串、平簀、柏崎、脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、鯛越、古月、久良、越田、弓立、小浦、櫻月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊、内泊、高茂、横島、小地島及び鹿島の区域並びに須ノ川、御荘平山、御荘平城、

中浦、猿鳴、垣内及び深浦の区域の一部並びに農用地等として利用できない森林）を除いた区域

（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県宇和島地方局に備え置いて縦覧に供する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 150

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年5月6日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 16）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項職の欄中「理事」を削り、「事業管理監」を「医監 事業管理監 えひめブランド推進監」に、「重要施策推進係長」を「企画調整課振興係長」に改め、「財政企画係長」を削り、同部出先機関の項地方局本局の目同欄中「部長」の下に「保健統括監 医監 技幹」を加え、「技術課長補佐 市町村振興・合併推進班長」を「室長補佐 技術課長補佐 技術室長補佐 新まちづくり支援班長」に改め、同項地方局中央保健所の目を削り、同項地方局保健所の目同欄中「所長 課長」を「所長 技幹 課長 課長補佐」に改め、同項地方局中央地域農業改良普及センターの目を削り、同項生活センターの目同欄及び同項婦人相談所の目同欄中「所長」の下に「次長」を加え、同項愛媛整肢療護園の目同欄中「事務長」を「事務局長 事務局次長」に改め、同項精神保健福祉センターの目同欄中「次長」の下に「医監」を加え、同項健康増進センターの目同欄中「課長」を「次長 課長 医監」に改め、同項農業大学の目同欄中「課長」の下に「教授」を加え、同項林業技術センターの目同欄中「研究指導室長」を「室長」に改め、同表教育委員会の部事務局の項本庁の目同欄中「課長 室長」を「課長」に改め、「室長補佐」を削り、同部教育機関の項歴史民俗資料館の目を削り、同項総合科学博物館の目同欄、同項歴史文化博物館の目同欄及び同項美術館の目同欄中「副館長」を「館長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

○正 誤

平成17年4月1日付け第1646号外2 愛媛県規則第40号（食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則）中

ページ	箇所	誤	正
11	右欄下から16行目	食品衛生法等の	食品衛生法施行細則等の